

令和2年7月30日招集

令和2年第2回

十勝中部広域水道企業団議会（臨時会）

十勝中部広域水道企業団議会事務局

目 次

議案第 4 号	令和 2 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計 補正予算（第 1 号） P 1
議案第 5 号	北海道市町村総合事務組合理約の変更について P 13
議案第 6 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について P 14

令和2年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 用水供給事業費用	1,634,375 千円	△329 千円	1,634,046 千円
第2項 営業外費用	164,997 千円	△329 千円	164,668 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「838,238千円」を「838,257千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「5,862千円」を「6,191千円」に、過年度分損益勘定留保資金「668,083千円」を「726,818千円」に、当年度分損益勘定留保資金「164,293千円」を「105,248千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	73,808 千円	3,600 千円	77,408 千円
第1項 企業債	38,100 千円	3,600 千円	41,700 千円

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	912,046 千円	3,619 千円	915,665 千円
第1項 建設改良費	73,884 千円	3,619 千円	77,503 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の方 法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方 法
施設整 備費	千円 38,100	普通貸 借もし くは証 券発行	8.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金に ついては、その 融通条件によ り、銀行其他 の資金の場合 には、その債権 者との協定に よるものとし る。 ただし、企業 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を変更し、もし くは低利債に 借換又は繰上 償還をするこ とができる。	千円 41,700	補 正 前 に 同 じ		
	38,100				41,700			

令和2年7月30日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

(説 明)

1. 消費税及び地方消費税 329 千円を減額する。
2. 企業債 3,600 千円を増額する。
3. 施設整備費 3,619 千円を増額する。
4. 企業債の限度額を変更する。

令和2年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的支出

支 出 (単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	千円	千円	千円	
1. 用水供給事業費用	1,634,375	△ 329	1,634,046	
2. 営業外費用	164,997	△ 329	164,668	
2 消費税及び地方消費税	76,622	△ 329	76,293	

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	千円	千円	千円	
1. 資本的収入	73,808	3,600	77,408	
1. 企業債	38,100	3,600	41,700	
1. 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	38,100	3,600	41,700	

支 出 (単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
	千円	千円	千円	
1. 資本的支出	912,046	3,619	915,665	
1 建設改良費	73,884	3,619	77,503	
1. 施設整備費	73,884	3,619	77,503	

令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 78,044
減価償却費	950,637
賞与引当金の増減額(△は減少)	66
長期前受金戻入額	△ 285,094
受取利息	△ 29
支払利息	88,374
固定資産除却損	50
未収金の増減額(△は増加)	31,100
未払金の増減額(△は減少)	△ 249,182
預り金等の増減額(△は減少)	21
小計	457,899
利息の受取額	29
利息の支払額	△ 88,374
業務活動によるキャッシュ・フロー	369,554

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 71,311
国庫補助金等の受入	15,303
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 56,008

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

構成団体出資金(資本的収入)の受入	20,405
建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	41,700
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 838,162
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 776,057

資金増加額(又は減少額)	△ 462,511
資金期首残高	852,839
資金期末残高	390,328

令和2年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和3年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
(1)	有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		125,622	
	ロ 建 物	3,679,131		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 2,500,289</u>	1,178,842	
	ハ 構 築 物	25,099,149		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 12,477,340</u>	12,621,809	
	ニ 機 械 及 び 装 置	6,544,669		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 4,777,317</u>	1,767,352	
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	60,220		
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 56,601</u>	3,619	
	ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>23,133</u>	
	有 形 固 定 資 産 合 計			15,720,377
(2)	無 形 固 定 資 産			
	イ 水 利 権		27	
	ロ ダ ム 使 用 権		9,439,754	
	ハ 電 話 加 入 権		<u>464</u>	
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,440,245</u>
	固 定 資 産 合 計			25,160,622
2	流 動 資 産			
(1)	現 金 預 金		390,328	
(2)	未 収 金		107,287	
(3)	貯 蔵 品		<u>15,052</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>512,667</u>
	資 産 合 計			<u>25,673,289</u>

(単位 千円)

負債の部

3		固定負債	債権			
(1)	イ	企業建設改善費等の財源に 充てるための企業債	債権に 企業債計	<u>3,078,860</u>	<u>3,078,860</u>	3,078,860
4		流動負債	債権			
(1)	イ	企業建設改善費等の財源に 充てるための企業債	債権に 企業債計	<u>750,256</u>	750,256	
(2)		未払金	金		9,283	
(3)	イ	引当金	金	<u>4,897</u>	4,897	
(4)		引当金	金		133	
(5)		預り保証金	金		<u>1,000</u>	
		流動負債	債権計			765,569
5		繰延収入	益金			
(1)	イ ロ ハ	長期工事の 前受金の 補償	金 金 他 計 額	16,045,012 186,672 <u>1,083</u>		16,232,767
(2)	イ ロ ハ	長期工事の 前受金の 補償	金 金 他 計 額	<u>△ 8,020,592</u> <u>△ 100,636</u> <u>△ 1,029</u>		<u>△ 8,122,257</u>
		繰延収入	益金計 金額計			<u>8,110,510</u>
		負債	合計			11,954,939
資本の部						
6		資本	金			16,503,527
7		剰余金	金			
(1)	イ ロ	本庫の 剰余金	金 金 計 金 計	<u>34,902</u> <u>2,252</u>		37,154
(2)	イ	当年度未処分 剰余金	金 金 計 金 計	<u>2,822,331</u>	<u>2,822,331</u>	<u>△ 2,785,177</u>
		資本	合計			<u>13,718,350</u>
		負債	資本合計			<u>25,673,289</u>

令和元年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業損益計算書(決算見込)
 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(単位 千円)

1	営	業	収	益			
	(1)	給	水	収	益	<u>1,481,308</u>	1,481,308
2	営	業	費	用			
	(1)	議	会	及	び	監	査
						3,098	
	(2)	総		係		費	
						39,958	
	(3)	原	水	及	び	浄	水
						費	
						362,950	
	(4)	減	価	償	却	費	
						951,819	
	(5)	資	産	減	耗	費	
						<u>6,562</u>	<u>1,364,387</u>
		営	業	利	益		116,921
3	営	業	外	収	益		
	(1)	受	取	利	息	39	
	(2)	他	会	計	補	助	金
						430	
	(3)	他	会	計	負	担	金
						5,125	
	(4)	長	期	前	受	金	戻
						入	
						287,297	
	(5)	雑		収	益	<u>1,508</u>	294,399
4	営	業	外	費	用		
	(1)	支	払	利	息	111,700	
	(2)	雑		支	出	<u>2</u>	<u>182,697</u>
		経	常	利	益		299,618
		当	年	度	純	利	益
							299,618
		前	年	度	繰	越	欠
						損	金
							3,043,905
		そ	の	他	未	処	分
						利	益
						剰	余
						金	変
						動	額
							<u>0</u>
		当	年	度	未	処	理
						欠	損
						金	<u><u>2,744,287</u></u>

令和元年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業貸借対照表(決算見込)
(令和2年3月31日)

(単位 千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地		125,622
	ロ 建 物	3,679,131	
	減価償却累計額	<u>△ 2,430,750</u>	1,248,381
	ハ 構 築 物	25,045,671	
	減価償却累計額	<u>△ 12,011,340</u>	13,034,331
	ニ 機 械 及 び 装 置	6,544,669	
	減価償却累計額	<u>△ 4,670,390</u>	1,874,279
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	61,213	
	減価償却累計額	<u>△ 57,543</u>	3,670
	ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>5,300</u>
	有形固定資産合計		16,291,583
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 水 利 権		27
	ロ ダ ム 使 用 権		9,747,925
	ハ 電 話 加 入 権		<u>464</u>
	無形固定資産合計		<u>9,748,416</u>
	固定資産合計		26,039,999
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金		852,839
(2)	未 収 金		138,387
(3)	貯 蔵 品		<u>15,052</u>
	流動資産合計		<u>1,006,278</u>
	資 産 合 計		<u><u>27,046,277</u></u>

(単位 千円)

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,787,418</u>	<u>3,787,418</u>	3,787,418
	固定負債合計			
4	流動負債			
(1)	企業債			
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>838,161</u>		
	企業債合計		838,161	
(2)	未払当金		258,465	
(3)	引当金			
イ	賞与引当金	<u>4,831</u>		
	引当金合計		4,831	
(4)	預り金		112	
(5)	預り保証金		<u>1,000</u>	
	流動負債合計			1,102,569
5	繰延収益金			
(1)	長期前受補助金	16,029,957		
イ	国庫事務所の	186,672		
ロ	その他	<u>1,083</u>		
	長期前受補助金合計		16,217,712	
(2)	長期前受金収益累計額	$\Delta 7,739,016$		
イ	国庫事務所の	$\Delta 97,366$		
ロ	その他	<u>$\Delta 1,029$</u>		
	長期前受金収益累計額合計		<u>$\Delta 7,837,411$</u>	
	繰延収益金合計			8,380,301
	負債合計			<u>13,270,288</u>

資本の部

6	資本金			16,483,122
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
イ	国庫事務所の	34,902		
ロ	その他資本剰余金	<u>2,252</u>		
	資本剰余金合計		37,154	
(2)	欠損金			
イ	当年度未処理欠損	<u>2,744,287</u>		
	欠損金合計		<u>2,744,287</u>	
	資本剰余金合計			<u>$\Delta 2,707,133$</u>
	資本合計			<u>13,775,989</u>
	負債資本合計			<u><u>27,046,277</u></u>

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯蔵品 : 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）
- ・減価償却の方法・・・定額法
 - ・主な耐用年数
- | | | |
|----------|---|-------|
| 建物 | : | 5～38年 |
| 構築物 | : | 7～75年 |
| 機械及び装置 | : | 6～20年 |
| 工具器具及び備品 | : | 2～15年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
- ・減価償却の方法・・・定額法
 - ・主な耐用年数
- | | | |
|-------|---|-----|
| 水利権 | : | 20年 |
| ダム使用権 | : | 55年 |

(3) 引当金の計上方法等

- ① 退職給付引当金
当企業団の職員は、構成団体からの派遣職員のみであり、職員の退職手当については、地方自治法第252条の17第2項の規定に基づき、派遣元での支給となることから、退職給付引当金は計上していない。
- ② 賞与引当金
職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 その他の注記

(1) 引当金の取崩し

- ① 令和元年度賞与引当金の取崩しについて
当事業年度において、期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出のため、賞与引当金4,808千円を取崩した。
- ② 令和2年度賞与引当金の取崩しについて
当事業年度において、期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出のため、賞与引当金4,831千円を取崩した。

令和2年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計補正予算(第1号)明細書

令和2年度 十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計補正予算事項別明細書(第1号)

収益的支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1. 用水供給事業費用	1,634,375	△ 329	1,634,046			
2. 営業外費用	164,997	△ 329	164,668			
1. 消費税及び地方消費税	76,622	△ 329	76,293	消費税及び地方消費税	△ 329	消費税及び地方消費税 △ 329

資本的収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的収入	千円 73,808	千円 3,600	千円 77,408		千円 3,600	千円
1. 企 業 債	38,100	3,600	41,700		3,600	
1. 建設改良費等の財源に充てるための企業債	38,100	3,600	41,700	建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,600	施設整備費 3,600

資本的支出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資本的支出	千円 912,046	千円 3,619	千円 915,665		千円 3,619	千円
1 建設改良費	73,884	3,619	77,503		3,619	
1. 施設整備費	73,884	3,619	77,503	工事請負費	3,619	施設整備に要する経費 3,619 整備事業に要する経費 3,619 (うち池田調整池耐震補強工事に要する経費 3,619)

議案第5号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和2年7月30日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道市町村総合事務組合規約の変更の協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を経ようとするものである。

議案第 6 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

令和 2 年 7 月 30 日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものである。